

豊島区子どもの権利に関する条例（素案） 解 説

【全体の構成】

前文

ここでは、冒頭の子どもへの呼びかけ文、以下、子どもの権利に関する条例（素案）の理念を示している。

第一章 総則

この章では、目的、定義、責務といった、全体に通じて適用する規則的な内容を規定する。

第二章 子どもの権利の普及

この章では、制定された条例の内容理解や周知を図っていくための普及の内容を規定する。

第三章 大切な子どもの権利

この章では、豊島区の子どもたちにとって尊重されるべき権利の内容について規定する。

第四章 子どもの権利の保障

この章では、子どもの生活の場における権利の保障のあり方や関係を整理し、区がすべき支援の内容やそれぞれの場が子どもの権利の保障に果たす役割や責務について規定する。

第五章 子どもの参加

この章では、子どもの参加の意義と、子どもの参加を促進していくための具体的な方法について規定する。

第六章 子どもの権利侵害に関する救済と回復

この章では、子どもの権利侵害からの救済と回復についての制度や仕組み等について規定する。

第七章 子どもの権利に関する施策の推進

この章では、子どもの権利に関する施策を総合的に推進していく体制の整備について規定する。

第八章 雑則

【前 文】

< 構 成 >

- ・子どもへの呼びかけ文について
- ・子どもの思いとおとなの関係について
- ・子どもの権利について
- ・子どもの権利保障について
- ・豊島区と子どもの権利条約について

子どものみなさん

あなたの人生の主人公は、あなたです
あなたのことは、あなたが選んで決めることができます
失敗しても、やり直せます
困ったことがあったら、助けを求めていいのです
あなたは、ひとりではありません
私たちおとなは、あなたの立場に立って、あなたの声に耳を傾けます
あなたがあなたらしく生きていけるように、いっしょに考えていきましょう
あなたという人は、世界でただ一人しかいません
大切な、大切な存在なのです

この宣言をもとに、豊島区は子どもの権利に関する条例を制定します。

子どもは、自分の今の「思い」をわかってほしいと願っています。何かを要求するだけではなく、子どもなりにできることを考えて挑戦し、自分の役割を担おうとしています。それを手助けするためには、子どもの存在を認めて、子どもがおとなとともに手を携えて社会に参画できる場をつくる必要があります。子どもに対する差別や思い込みを見直して、お互いの権利を意識しながら、子どもとおとなの新しい信頼関係をつくるのが大切です。

どんな子どももみな等しく生まれながらにもっているものが子どもの権利です。子どもの権利は、その年齢や発達に応じて保障されるものです。子どもの権利を実現していくためには、まず、おとな自身が権利というものに関心をもつ必要があります。そして子どもは、おとなや子ども同士の関わりあいの中から、お互いの権利の尊重、責任などを学び、権利を実現していく力を培っていくのです。未来を託する子ども達にとって、自分の選択で権利を行使することは、かけがえのないことなのです。

おとなには、子どもを健やかに育てる責任があります。そのために、家庭、学校、地域の中でお互いに手を携え、協力しながら、子どもの限りない力を信じて最善の努力をします。豊島区は、それを実効あるものにするために安全・安心に暮らせる環境を整備し、あらゆる施策にこの条例の定める子どもの権利保障の理念を反映させていきます。

まさにこの豊島区の目指す理念こそ、国が批准した「児童の権利に関する条約」(平成六年条約第二号)に通じる理念にほかならないのです。

子どもへの呼びかけ文について

- ・前文案をつくるにあたり、起草部会では、本条例の主人公である子どもが読んでわかりやすい文章ということを念頭において取り組んだ。おとな対象のヒアリングをはじめ、委員会の中でも「できれば、小学生(中・高学年)がわかるように」という意見を反映したものである。
- ・また、委員会で実施したおとな対象や小学校・中学校教諭対象、子ども相談関係者対象、児童館職員対象のヒアリングで、今の子どもは「おとなに気がつかいすぎる」「親や学校に対していい子と思われたい」という意見が少なくなかった。子ども対象のヒアリングでは、「子どもの意見をきいてほしい。子どもとちゃんと向き合ってほしい」という声が多かった。こうした結果を踏まえて『私たちおとなは、あなたの立場に立って、あなたの声に耳を傾けます』『あなたがあなたらしく生きていけるように、いっしょに考えていきましょう』というメッセージを取り入れた。
- ・『あなたは、ひとりではありません』の『ひとり』は、「独り、ひとりぼっち、孤立、solitude」という意味で、漢字ではなくひらがなとした。『あなたという人は、世界でただ一人しかいません』の『一人』は、「一個の命をもった人間、オンリーワン」という意味で、イメージしやすい漢字を使用した。
- ・『大切な、大切な存在なのです』で『大切な』を重ねたのは、子どもへの読み聞かせる時の響きを大切にしたいためである。
- ・呼びかけ文形式の『宣言』の後に、『条例を制定します。』としたのは、呼びかけの内容そのものが「豊島区子どもの権利条例の理念に基づいたもの」であるという起草部会の意見を反映したものである。

子どもの思いとおとなの関係について

- ・呼びかけ文に続く文章では、子どもの思いとおとなの関係について説明し、段落を読み進めるにしたがって内容が具体化していくという順番をとった。
- ・『子どもは、自分の今の「思い」をわかってほしいと願っています。』『何かを要求するだけでなく、子どもなりにできることを考えて挑戦し、自分の役割を担おうとしています。』としたのは、子ども対象のヒアリングで「自分の思いをわかってほしい」という声が多かったことと「もっとおとなの思いもわかりたい」という声があったことを反映したものである。
- ・子どもの居場所については、起草部会の討議で「居場所という言葉は、ともすると箱物というイメージがあり、『ここにいればいい』というおとなの押しつけになりがちである」という意見や、「居場所は、遊び場所、たまり場、子ども同士が集まる場所とおとなと触れ合う場所、おとなの干渉がない場所、管理されない場所、居心地のよい場所・空間、安心し

ていられる場所など様々な場」であり、そこには「主体性と自由さと自分で決めていくという思い」があるという意見から、『子どもがおとなとともに手を携えて社会に参画できる場』という表現に発展した。

- ・『子どもに対する差別や思い込みを見直して』の中で『差別』については、起草部会の討議で「かえって『差別』という意識が際立つのではないかと懸念される」という意見も出たが、一方で子ども対象のヒアリングの「学校への要望」の中で「差別をしないで公平に扱ってほしい」という声が多かったことから「子どもは生活の中で差別されているという意識があるのではないかと」という意見が出されたので、残すこととした。
 - ・子どもとおとなの権利の相互尊重については『お互いの権利を意識しながら、子どもとおとなの新しい信頼関係をつくるのが大切です。』とし、子どもにもおとなにも権利があり、お互いが権利の主体であることを認め合うという立場に立つことで、おとなも自分の権利に無関心ではなく、子どもの権利にも関心を持つという意味を込めたものである。おとな対象や小学校・中学校教諭対象、子ども相談関係者対象、児童館対象のヒアリングで今の子どもは「周りがどういう目で自分を見ているか気がつかいすぎて、十分自分を出していないのではないか」「友だちに対してもいい子と思われたい」という意見が少なくなかったことを反映し、ここでは「尊重して」という言葉を使わず『意識して』とした。また、起草部会での「言葉として『他人』では白々しいのではないかと、『お互い』の方が相手を尊重している言葉ではないか」という意見を反映し、『お互いの権利を意識しながら』とした。
- 子どもの権利について
- ・「子どもの権利」の定義について『どんな子どももみな等しく生まれながらにもっているものが子どもの権利です。』としたのは、起草部会で「わかりやすく、やわらかい定義を出したい」という意向が出されたからであり、「権利とは、人として生きていくためにどうしても必要なことであり、成長発達のために不可欠なものである」「あるがままの一人ひとりがかけがえのない人間として大切にされる」という意味を込めたものである。
 - ・しかし、委員会で『子ども』の範囲が0歳から18歳未満と年齢の幅が広いのに、ひとくくりにしている印象を与える」という意見が出され、『子どもの権利は、その年齢や発達に応じて保障されるものです。』の一文を加えた。
 - ・『おとな自身が権利というものに関心をもつことが必要です。』については、起草部会での「そもそも人は生まれながらに権利を持っているということ、そしてその権利にはどのようなものがあるかについておとなが具体的に関心を持つことが大切ではないか」という意見を反映した。
 - ・『権利』と『義務』『責任』については、当初、委員会で『子どもの権利』という『権利』という前に『義務』について考えるべきではないかという議論が出てくるが、『権利と義務』をセットにして『義務』を前提に『権利』を認めるという議論の仕方はおかしい」という意見が出され、「道徳的なレベルの問題と、法的なレベルの問題をきちんと分けて考えるべきである」という共通認識を持った。

- ・委員会の中で「『子どもは、おとなや子ども同士の関わりあいの中から、』何を学び得るのか」という意見が出された。起草部会で「子どもは権利全般だけではなく、広く一般的なことを学んで、成長していく」と考え『この権利を十分に実現する力』を目的語とした。「『力』の述語は、『学ぶ』『養う』より『培う』の方がふさわしい」という話し合いの結果、『培う』とした。
- ・また、おとな対象のヒアリングの中で、「子どもが権利だけではなく、責任を学ぶ機会を持つことが必要である」「おとなには子どもが権利のはき違いをした場合にそれを伝える責任がある」「『権利』と『義務』『責任』を分けて議論し、説得していくのがなかなか難しい」という意見も出された。また、子ども対象のヒアリングでも、「責任のあるおとなになりたい」という意見が多く出されたので、『お互いの権利の尊重、責任などを学び、』を加えたものであるが、「子どもに法的責任があることを示したものではない」ことが委員会の中で確認された。
- ・『未来を託する子ども達にとって、自分の選択で権利を行使することは、かけがえのないことなのです。』としたのは、起草部会の討議で「自律的自己決定権」「市民性教育」等の重要性から、「可能ならば自己決定の手助けをするようにおとなは努力しなければならない」という意見が出された。『自分の選択で権利を行使する』ことを尊重したいという考え方について検討した経緯からである。
- ・ここで「人権」という言葉を使わなかったのは、起草部会で「『人権』を用いると範囲が広くなりすぎる」「日常用語としての意味と法律用語としての意味にズレがある」という意見が出されたことによるものである。

子どもの権利保障について

- ・『おとなには、子どもを健やかに育てる責任があります。』としたのは、当初、起草部会で『おとなの責任』について「おとなの『義務』としてやるべきことも『義務』や『責任』という言葉を使わない方が誤解を招かない」という意見が出されたが、中間のまとめ説明会で、「おとなの責任をはっきり明記すべきである」という意見が出されたことを反映したものである。
- ・『おとなは、～中略～、子どもの限りない力を信じて最善の努力をします。』としたのは、起草部会の討議で「『子どもの最善の利益』がおとなの都合やおしつけに使われないようにしたい」という意見から、おとなが『最善の努力』をすることとした。
- ・起草部会の討議で、「まち」や「まちづくり」をめざすことを盛り込むと、「それが直接の目的ととらえられてしまう懸念があるので、外した方がよい」という意見が出された。そこで「地域や環境の整備」としたが、「地域の整備」とすると、「区画整理や道路整備等を思い浮かべやすい」ということで、『豊島区は、それを実効あるものにするために安全・安心に暮らせる環境を整備し、』とした。

豊島区と子どもの権利条約について

- ・『この豊島区の目指す理念』とはその前の段落『おとなは、家庭、学校、地域の中でお互い

に手を携え～中略～あらゆる施策にこの条例の定める子どもの権利保障の理念を反映させていきます。』を示すものである。

- ・『国が批准した』としたのは、「『わが国』と表現をすると、外国人の方に抵抗がある」という意見を反映したものである。
- ・「『児童の権利に関する条約』を日本が批准したということを踏まえて条例を制定した」と明記するかについては、起草部会の「豊島区が自ら現今の子どもの状況に鑑みて自発的に問題意識をもって条例を作り、結果としてそれが『児童の権利に関する条約』の理念に通じるものであった」という意向を反映させたものである。

【第一章 総則】

< 構成 >

- ・目的
- ・定義
- ・責務

(目的)

第一条 この条例は、子どもの権利の内容を明らかにし、子どもの権利を守り、成長を支援する仕組みを定めることにより、子どもの権利を保障することを目的とします。

目的について

- ・『子どもの権利の内容を明らかにし』としたのは、起草部会で「子どもの権利を保障する仕組みやおとなの体制だけではなく、子どもに伝えるべき『内容』も記す必要がある」という意見が出されたことから、『内容』を加えた。
- ・起草部会で「構造」「計画」「方法」「体制」「恒常的におかれたもの」「様々な仕組み」等を含んだ言葉として、『仕組み』を用いることとした。
- ・当初「おとなの最善の努力によって」を入れたが、「『おとな』の意味には区民は含まれるが、自治体が含まれると読み取りにくい」「別に責務を規定するので、ここはなくてもよい」等の意見により省くこととした。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- 一 子ども 原則として十八歳未満のすべての者
- 二 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者
- 三 子どもに関わる施設 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）及び学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する施設、学校のほか、豊島区

(以下「区」といいます。)の区域内(以下「区内」といいます。)にある子どもが育ち、遊び、学ぶ施設

四 区民等 区内に居住又は滞在する者(通過する者を含みます。)

五 事業者 営利、非営利の別にかかわらず、区内において事業活動を行う個人又は団体

定義について

- ・起草部会で「定義」すべき言葉については、「まず、主体である『子ども』を定義して、次に『施設』を規定すれば、すっきりする」という意見が出される一方で、「『子ども』と『施設』を並列的に定義してよいのか」「『施設』を定義に入れると、場を限ってしまう」等の意見が出された。しかし、「条例はその目的に応じて言葉の使い方が変わってくるので、雑多のものが用語集的に定義される」ということから『子ども』と『施設』についての定義をし、後から『保護者』『区民等』『事業者』の定義を加えた。

『子ども』について

- ・『原則として十八歳未満』としたのは、起草部会での「年齢で区切ってしまうという方がわかりやすい」「年齢だけではなく、外国人であること等も関係なく、あらゆる子どもを含めた方がよい」という意見を反映したものである。
- ・起草部会では「十八歳以上の人をどのように補うか」を課題とした。その具体的内容としては、「十八歳以上の高等学校生への配慮」「母子生活支援施設に入っていて、子どもが十八歳を過ぎると施設を出なければならないが、その時の配慮」や「婚姻擬制で子どもでなくなった場合の配慮」等の必要性が話し合われた。
- ・子どもの定義に居住要件を入れなかった理由は、委員会で「広く豊島区に在住・在学・在勤している者、居住している者も含む」としていたため、起草部会では「反対に居住要件を入れることによって、関係のない人はどうなるのかということが問題になり、その時、子どもの権利がないとは言えない」「『国連・児童の権利委員会最終見解(2004年2月)』の中でも指摘をされている」という議論がなされた。

『保護者』について

- ・『保護者』については『第四章 子どもの権利の保障』の条文から定義が必要であるため「児童福祉法 第六条」の保護者の定義と同様とし、「児童」の箇所を『子ども』とした。

『子どもに関わる施設』について

- ・「施設」の名称について起草部会では、当初『子どもに関わる施設』では「範囲が広がりすぎてしまって、人と建物があれば家庭等も含めてすべて入ってしまう。一般的なイメージと異なる」という意見が出され、「子どもの施設」としたが、それでは「子どものみが所属している施設と読みやすいので、子どももおとなも関わる施設(例えば図書館等)も含まれるので、『子どもに関わる施設』とした方がよい」「範囲が広い方が含まれる施設も増えて、かえってよい」「おとなが主たる利用者の施設であっても、子どもの権利保障に関係してくる」という意見も出された。

- ・「施設」の定義については、起草部会で「具体的に全部の施設を書いた方がわかりやすい」「施設の関係者が自分のこととして受け止める」という意見が出されたが、「施設の増減時に改正をしなければならない」という意見も出され、「解説の中に、具体的に施設を書くこと」とした。
- ・『豊島区内にある子どもが育ち、遊び、学ぶ施設』としたのは、起草部会で「『児童福祉法や学校教育法で規定する』では何が含まれるのかわかりにくい」という意見が出され、「児童福祉法第七条及び学校教育法第一条に規定する」としたが、「あまり絞らない方が広く含まれる」という意見を反映し、「第七条」、「第一条」を削除した上で、内容を加えたものである。
- ・『子どもに関わる施設』とは、区内にある児童福祉施設（母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、子ども家庭支援施設等）、教育施設（小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、ろう学校、幼稚園、教育センター等）、図書館、母子保健施設（保健所等）スポーツ施設、教育・文化施設、プレーパーク、児童遊園等、学習塾や予備校等、娯楽施設（ゲームセンター、テーマパーク等）等、子どもが育ち、遊び、学ぶ施設を広く視野に入れたものである。
『区民等』・『事業者』について
- ・『区民等』『事業者』としたのは、『第四章 子どもの権利の保障』の条文から定義が必要になったためである。文言については、「豊島区空き缶等の投げ捨て防止に関する条例」「男女共同参画推進条例」等を参考とした。

（責務）

- 第三条 区は、子どもの権利を尊重し、あらゆる環境の整備を通じて、これを保障しなければなりません。
- 2 保護者は、子どもの成育について第一義的責任があることを認識し、その養育する子どもの権利を保障しなければなりません。
 - 3 子どもに関わる施設の設置者、管理者及び職員等（以下「施設関係者」といいます。）は、子どもに関わる施設において子どもの権利を保障しなければなりません。
 - 4 区民等は、家庭、学校、地域の中でお互いに連携・協働し、子どもの権利を保障しなければなりません。
 - 5 事業者は、区の施策に協力し、雇用している子どもの権利を保障しなければなりません。

責務について

- ・起草部会で「責務の順番が大事である」という意見が出され、「区」「保護者」「子どもに関する施設」「区民等」「事業者」の順とした。
- ・文末については、起草部会で「全体を統一したい」という意見が出され、「他の自治体に多く見られる『努めなければならない』という努力義務ではなく、『しなければなりません』

と切り切る文体がよい」という意見をまとめたものである。

『区の責務』について

- ・『あらゆる環境の整備を通じて』としたのは、起草部会で「区民としての子どもの主権を尊重する」という趣旨をあげた上で、「他の自治体が使っている『施策』ではなく、『環境の整備』に絞った方がよりわかりやすい」という話し合いの結果である。

『保護者』について

- ・おとな対象のヒアリングで、「親に第一義的責任がある」「子どもは家庭を中心に守るべきである」という意見が多かったことを反映し『子どもの成育について第一義的責任があることを認識し』とした。
- ・『保護者』としたのは、「親以外の同居する人」、家庭などで「現に育てている人」を含む言葉として、児童福祉法第六条の「保護者」の定義「この法律で、保護者とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者をいう」という規定を参考としたものである。

『子どもに関わる施設関係者』について

- ・起草部会で「『設置者、管理者及び職員等（以下「施設関係者」といいます。）...』と定義を入れる」案、「職員等関係者だけではなく『業務上関係のある団体』とする」案、「『団体』とすると抽象的になるので『設置者、管理者、...』と入れる」案等が出され、議論され、整理されたものである。
- ・ここでいう『職員等』にはボランティア等を含むものである。

『区民等』について

- ・起草部会で住民等をどのようにとらえるかについて、「一般的に『区民』というと住民税を納めている人、『住民』にすれば、生活している人となる」「豊島区は住民登録している人と、居住している人との人口差がある」「居住していなくても、区に来て、子どもを連れまわしたり、犯罪に巻き込まれたりする人もいるので合わせて考えたい」等が議論され、「区民と区民以外に、区に足を踏み入れた人、滞留する人も含めて考える」こととなった。
- ・『家庭、学校、地域の中でお互いに連携・協働し、』としたのは、家庭、学校、地域の三者間の連携をさすだけでなく、そこで生活する人々の相互の連携・協働を意味するものである。

『事業者』について

- ・委員会で「事業者を加える」という意見が出され、別に項目を立てることとした。
- ・委員会で「直接『雇用されている子ども』について検討してほしい」という意見があったことを反映したものである。
- ・事業者の責務は『雇用している子ども』と「雇用している区民が養育する子ども」の両方にあるが、起草部会で「『雇用している区民が養育する子ども』の意味が、例えば、深夜労働をする保護者の子どもをさすのか、病児休暇等をさすのか、保護者の責務との関係等曖昧な気がする」等の意見が出され、委員会で検討した結果、「雇用している区民が養育する

子ども」については「第四章 子どもの権利の保障」で規定することとした。

【第二章 子どもの権利の普及】

<構成>

- ・子どもの権利の普及

(子どもの権利の普及)

第四条 区は、子どもとおとなが子どもの権利の重要性を知り、よりよく理解するために、次の各号に掲げる普及に取り組みます。

- 一 この条例に定められた子どもの権利の周知や学習の機会を設けること。
- 二 地域や子どもに関わる施設との連携・協働の下に、子どもの権利に関する取組みを推進するため、「としま子ども月間」を設けること。
- 三 児童虐待に係る通告について、地域や子どもに関わる施設と連携して広報と啓発活動を行うこと。

独立して章立てをしたことについて

- ・起草部会で、子どもの権利の周知について、「第一章 総則」の中に盛り込むか検討されたが、「普及することを強調したい」「広報とすると広報誌をイメージしてしまう」ことから「第一章 総則」とは別に「第二章 子どもの権利の普及」としたものである。
- ・当初、起草部会での「前文の趣旨にのっとり、お互いに『子どもの権利の重要性』を理解することが必要である」という意見を反映し、「子どもとおとながお互いに」としたが、「お互いに手を携えて」知ることも必要であるが、一方でおとなと子どもがそれぞれ個々に『子どもの権利の重要性』を知ること必要である」という意見を反映し『子どもとおとなが』としたものである。

周知について

- ・子ども対象のヒアリングで「子どもや保護者にも知ってほしい」という声やおとな対象のヒアリングで「子どももおとなも理解してほしい」「条例制定後の周知が大事である」という意見を反映し、この条例の内容はもちろん、この条例に規定される子どもの権利と共に、その基礎となっている『児童の権利に関する条約』を伝えるという意味を込めたものである。
- ・ここでいう『周知の機会』には、広報としまやホームページをはじめとする情報媒体、パンフレットの作成・配布のほか、当然、子どもが理解できる表現を用いた説明文書等の作成が含まれる。また、『学習の機会』には、講演会、出前講座等の場所や講師の提供等の支援も含むものである。子ども相談関係者対象のヒアリングで「妊娠した時からの子どもの権利の研修が必要である」という意見を反映し、起草部会では「外国の事例で、揺さぶり症候群（shaking baby syndrome 乳幼児を強く揺さぶると、硬膜下血種等の脳諸損傷や、

眼底出血による視力障害等を起こし、最悪の場合には死に至るおそれがある〔現代用語の基礎知識 2003〕)が、父親へのビデオ視聴を義務付けたことで、予防効果があった」こと等から「特に、出産予定の保護者に向けた児童虐待についての理解と防止に関する研修」を盛り込みたいという意見が出された。

としま子ども月間について

- ・先行自治体では、条例で「子どもの権利の日」を設けているが、起草部会で「年に1日では、その日にイベントをして終わりになってしまう可能性がある」たとえば毎月1日は『子どもの権利の日』として、家庭、学校、地域で子どもが大人に意見を表明する機会を設定して、文章、絵、演劇、音楽、歌、踊り等で子どもの意見や気持ちを表現するイベントなどを企画するのがよい」「もっと身近で気軽に権利について考えるような取組みを考えたい」「持続性があるようにしたい」「月間活動を行う中で結果として一日のイベントがあるという方が意識の向上につながる」という様々な意見が出され、子どもが主人公となり、主体的に活動する月を想定して『としま子ども月間』を設けることとした。
- ・ここでは、区は一方向的に行うのではなく、子どもやおとなと『協働して』行うという趣旨を盛り込んだものである。
- ・子ども会議、ディベート、ワークショップ、ホームページ、文化芸術活動、事業者に対するポスター掲示の依頼等ほか、学習や活動への支援を含むものである。

児童虐待の『通告』について

- ・「第十八条第7項」児童虐待の通告につながる条項であり、起草部会での「『児童虐待に係る通告』が、あらゆる人の責務であることを啓発していく必要がある」という意見を反映したものである。

【第三章 大切な子どもの権利】

<構成>

- ・大切な子どもの権利
- ・生きることが守られる権利
- ・個性が尊重される権利
- ・自分で決める権利
- ・思いを伝える権利
- ・かけがえのない時を過ごす権利
- ・社会の中で育つ権利
- ・支援を求める権利

(大切な子どもの権利)

第五条 大切な存在として尊重される子どもは、あらゆる場面において、この章に規定する権利が保障されます。

権利の順番について

- ・「自己決定と自己表現」について、起草部会で検討されたが、「自己決定は憲法でもいろいろ意見があるが、すべての権利は自己決定である。憲法学の場合は、表現の自由など具体的にあって、載っていないものについて自己決定権を置いてある。ただ、特に子どもの場合はまだ曖昧なので、『自分で決める権利』という形で書くことは大事である。憲法では『内心の自由』であり、自分の中で情報をもらって、自分で何かを決めて、その後、行動や意見ということで出ていく。順番的に言えば、中味を決めてから、表現することになる」ということから『個性が尊重される権利』『自分で決める権利』『思いを伝える権利』『かけがえのない時を過ごす権利』そして、『社会の中で育つ権利』という流れとした。一方、「遊びや休む権利をできるだけ先に持ってきてほしい」という思いから『かけがえのない時を過ごす権利』を『自分で決める権利』より先に持ってきてほしいのではないか」という意見もあったが、『自分で決める権利』を先に持ってきて『かけがえのない時を過ごす権利』を後ろに持ってきてほしいという意見から、『思いを伝える権利』『かけがえのない時を過ごす権利』『社会の中で育つ権利』『支援を求める権利』という段階を踏んでいくこととした。

(生きることが守られる権利)

第六条 子どもは、安心して生きるために、主として次の各号に掲げることが保障されます。

- 一 なにものにもかえがたい生命が守られること。
- 二 差別や偏見を受けないこと。
- 三 心身を傷つけられないこと。
- 四 平和で安全・安心な環境の下で生活すること。

生きることが守られる権利について

- ・ここではいわゆる「生きる権利」と「守られる権利」が一緒になった形を考え、『生きることが守られる権利』とした。
- ・『なにものにもかえがたい生命が守られること』には、起草部会での「なにものにもかえがたい生命は崇高でかけがえのないものであり、それはどのようなことから守られなければならないことを区としても再確認する必要があるのではないか」という意見を反映したものである。「健康、医療、保健衛生に配慮され、適切な保護等を受けられる」ことを含んだものである。
- ・『差別』について、起草部会で「理由のない差別」とするか検討を行ったが、『差別』は「差をつけて取りあつかうこと。わけへだて。正当な理由なく、劣ったものとして不当に扱うこと〔広辞苑〕」という意味で、すでに「理由なく」という意味が含まれていたため『差別』をそのまま使うこととした。

- ・『心身を傷つけられないこと』について、ここでは、「心が傷つけられないこと」「身体が傷つけられないこと」「心も身体も傷つけられないこと」それぞれの意味が含まれているものである。起草部会で具体的に「虐待、体罰、いじめ、誘拐、性暴力等あらゆる暴力」として確認した。
- ・当初、起草部会で「児童虐待防止について別に表題を立てた方がよい」という意見もあった。しかし、児童虐待防止を意図した権利を『生きることが守られる権利』に入れたのは、おとな対象のヒアリングで「児童虐待に至る前のサポートが必要である」という意見があったことや起草部会での「現在では児童虐待はどのような家庭でも起こりやすいことにも関わらず、特別な家庭が起こすものと思われがちである」という意見を反映したものである。
- ・『安全・安心な環境』としたのは、幼稚園・保育所対象のヒアリングで子どもの食事や食育に関する意見が多く出ていたことや、他のおとな対象のヒアリングで「児童虐待や犯罪から子どもを守ることを危機管理のように考えてほしい」という意見が出ていたことから、起草部会で出された「現在、問題となっている危機管理や食育、光化学スモッグやダイオキシン、酸性雨等の環境問題も含む必要がある」という意見を反映したものである。

（個性が尊重される権利）

第七条 子どもは、個性が尊重され、自分らしく生きるために、主として次の各号に掲げることが保障されます。

- 一 個性が認められ、自分の可能性が大切にされること。
- 二 自分の思っているところに従い、意見や信条をもち、行動すること。
- 三 子どもであるという理由で、不利な扱いを受けないこと。
- 四 自分に関する情報が正当な理由なく利用されないこと。
- 五 個人にかかわる事柄について、特別な場合を除き、その意思に反して公開されないこと。

個性が尊重される権利について

- ・当初、条文の見出しは「ありのままでいられる権利」としたが、「ありのまま」という言葉が「思いのまま好き勝手にすることを思い浮かべるのではないか」という中間のまとめの説明会での意見を反映し、『個性が尊重される権利』としたものである。
- ・『個性が認められ』には、「他人と比べられることなく、個性を尊重する」という意味が含まれている。子ども対象のヒアリングで「他者と比べられていやな思いをしている」という声を反映したものであるが、他の自治体では「違いを認める」という表現が多かったので、起草部会では「豊島区らしさを出したい」という意見からこのような表現にしたものである。
- ・『意見や信条をもち』に『行動すること』を加えたのは、起草部会で「単に、自分の意思を

持つだけでなく、それに伴う行動も付け加えたい」という考えを反映したものである。

- ・『自分に関する情報』は、子ども対象のヒアリングで個人情報の保護に関して関心が高かったので加えた。『正当な理由なく』としたのは「正当な理由（犯罪などの証拠提出等）で情報を得なくてはいけない場合もあること」を加味したものである。
- ・『個人にかかわる事項』には、「自分宛の手紙やメール、持ち物、指紋等」も含まれるものである。『その意思に反して公開されないこと』としたのは、当初、起草部会案で「秘密が守られます」としたが、「いじめや性暴力、親からの虐待など加害者から秘密にすることを強要されている等があるため、秘密という言葉を用いていない。また、秘密は守るべきというルールにしばられているデメリットもあることを考えたい」という意見を反映したものである。また、ここでも、「犯罪や生命に関わる場合など公開の必要があることも考えられる」として『特別な場合を除き』を加えたものである。

（自分で決める権利）

第八条 子どもは、自分に関する事柄を自分で決めるために、主として次の各号に掲げることが保障されます。

- 一 自分に関する事柄を、発達に応じて、自ら考えるところに従い、選んで決めること。
- 二 そのために、様々な情報を、おとなや社会から集めること。
- 三 集めた情報に関して、子どもが理解できるように、おとなに対して説明を求めること。

自分で決める権利について

- ・『自ら考えるところに従い、選んで決めること』としたのは、起草部会での「単に選ぶという行為のみではなく、自分自身でよく考えた上で選んで決めるという一連の広義の行為として示す」という意見を反映した。
- ・『そのために、様々な情報を』には「自ら選んだことを決めるための様々な情報を」という意味が含まれている。また、『おとなや社会から』としたのは、「身近なおとなだけではなく、社会での経験を通して体得する」という意図も含まれているものである。
- ・『集めた情報』については、起草部会で「効果あるものとするために」という目的語を入れるという意見もあったが、「子どもにとって効果があってもなくても、『説明を求めることができる』方がよい」という意見でまとまった。また、『子どもにも理解できるように』としたのは、当初、起草部会で「わかりやすい方法」でとしたが、「単にわかりやすさだけではなく、『子どもにも理解できる』ことが重要である」という意見を反映したものである。

（思いを伝える権利）

第九条 子どもは、自分の思いを伝えるために、主として次の各号に掲げることが保障されます。

- 一 自分の想いを言葉やその他の手段により、他の人の権利を尊重しながら自由に表現すること。
- 二 自分の願いや気持ちを、意見として家庭、学校、地域、行政等の場で伝えること。
- 三 仲間をつくり、集まること。
- 四 子どもの意見は、おとなの意見と同じように価値あるものとして尊重されること。

思いを伝える権利について

- ・条文の見出しの『思いを伝える』は、意思のある考えを伝えるという意味であり、『自分の思い』には表現される前の漠然とした夢やイメージ等が含まれている。『その他の手段』については「文章、音楽、絵、ダンス等」が含まれている。また、『他の人の権利を尊重しながら』としたのは、子ども対象のヒアリングで「授業中に騒ぐ友だちがいるときはいやだと思う」という答えがあったことや、起草部会でも『自由に表現』とすると、どの様にも拡大解釈することができる「子どもは相手の権利を尊重しながら自分の権利を行使することをおとなから学ぶ権利があり、おとなには伝える義務がある」ことから、範囲の規定が必要であると考えた。他の自治体では「他の人の権利を侵害せず、公の秩序に反しないもの」とあったが、一方で、おとな対象や子ども相談関係者、保育園・児童館職員対象のヒアリングで「今の子どもは周囲の反応を気にする」「親の顔をうかがう子どもが多い」という声が多くあったため、「道徳的な意味のみを強調することなく、表現すること自体を優先し、限定した範囲の規定とすべきである」という起草部会の意見を反映し、「他の人を傷つけない」「他の人の権利を奪わない、侵さない」という意味も含め、肯定的に『他の人の権利を尊重しながら』と表現した。
- ・『家庭、学校、地域、行政等』としたのは、「自分の意見を伝えることが出来る場所を具体的に列挙した方が、より明確な意図が出る」と、後に定める『社会の中で育つ権利』へとつなげるために」という起草部会の意図を反映したものである。
- ・『仲間をつくり、集まること』を『思いを伝える権利』に入れたのは、『仲間をつくる』ことが『思いを伝え合う』ことにつながり、後にくる「第五章 子どもの参加」が強調されるのではないかと起草部会の意見を反映したものである。
- ・当初、起草部会案で「表白（言葉や文章で述べあわすこと）された意見は」としていたが、「言葉が難しい」と「意思をもってあわされたあらゆるものを含む」という意味で『子どもの意見』とした。また、『おとなの意見と同じように価値あるものとして』としたのは、起草部会での「子どもだからといって軽んじられないという点を強調したい」という意見を反映したものである。

（かけがえのない時を過ごす権利）

第十条 子どもは、かけがえのない時を過ごすために、主として次の各号に掲げることが保障されます。

- 一 自分の成長にあわせて、憩い、遊び、学ぶこと。
- 二 ゆったりと安心できる場所で休み、自由に過ごす時間をもつこと。
- 三 かけがえのない時間をより充実させるために、生活習慣を学び、又成長に応じた教育を求めること。
- 四 豊かな自己や表現力を育むために、様々な文化や芸術、スポーツに触れて、親しむこと。

かけがえのない時を過ごす権利について

- ・当初、「自分自身にあった速度で」としたが、中間のまとめの説明会で「子どもが『自分はこういう速度なので』と言って、あまりにもゆっくりすぎたり、速すぎたりするのではないかと心配する」という意見を受けて、『自分の成長にあわせて』としたものである。また、『憩い、遊び、』としたのは、児童館職員対象のヒアリングで「今の子どもはうまく遊べなくなっている」という声が多かったことや、おとな対象のヒアリングで「今の子どもに遊びが必要である」という意見を反映したものである。『憩い』とは「息をつく。やすむ。のんびり休息する〔広辞苑〕」という意味で、起草部会では「ホッとしてそよぐ時間を子どもたちに」という思いを加味している。また、当初「憩い、遊び、考える」としたが、委員会で「憩いの中にも、遊びの中にも考えることが含まれるのではないか」「この権利の中に権利を『学ぶ』という言葉が『生活習慣を学ぶ』という箇所にもみ使われているが、『学ぶ』ということはもっと様々なことがある」という意見が出され、『憩い、遊び、学ぶこと』とした。
- ・当初、起草部会で「安心できる場所で休み」としたが、「ここでいう安心は、自分の時間を邪魔されないという意味での安心である」という意見を反映し、「誰にも邪魔されない場所」としたが、委員会で「邪魔をされないというのは否定的な表現と受け止められる」という意見が出され、『ゆったりと安心できる場所』とした。また、『自由に過ごす時間をもつ』としたのは、子ども対象のヒアリングで「いやなことを言われたり、されたりした時、キレたり、ムカついたりする前に、ストレス解消が必要である」という意見を反映したものである。
- ・『自由に過ごす時間』をうけて、ここでは『かけがえのない時』とせず『かけがえのない時間』とした。また、具体的に『かけがえのない時を過ごす権利』と関連させるために『生活習慣を学び、又成長に応じた教育を求めること』の目的語を挿入した。
- ・『成長に応じた教育』とは、「子どもの心身の発達に応じた教育」等の意味であり、「発達に見合わない早期幼児教育を強要する等は不適切な関わりである」という意見も出された。
- ・当初、起草部会案では「接する機会が与えられる」という表現であったが、「接する」(「互いに隔てなくつながる、まじわる、あう〔広辞苑〕」)よりも「触れて」(「ちょっとさわる、物事に出あう〔広辞苑〕」)にした方がよいのではないかという意見や「与えられる」という受動的ではなく、能動的な表記の仕方がよいのではないかという意見から『様々な文化

や芸術、スポーツに触れて、親しむ』とした。

(社会の中で育つ権利)

第十一条 子どもは、社会の中でよりよく育つために、主として次の各号に掲げることが保障されます。

- 一 自らの思いをより確実なものにするために、住民自治や地域活動に参加すること。
- 二 住民自治や地域活動に参加するため、地域住民としての知識や能力を育むこと。
- 三 地域社会をよりよく知るために、地域に根ざした文化の伝承を受けること。

社会の中で育つ権利について

- ・当初、条文の見出しは「市民自治や地域活動等に参加する権利」としたが、「地域の方々が、住民としての自覚を持って生活している。その中には、様々な問題があり、それを『市民自治』という言葉で表わすと、きれいごとで終わってしまう」「『市民自治』というと、都市型の自治というイメージがあり、町会などによる町会自治などを考えると、『住民自治』といった方がぴったりとくる」という、豊島区自治基本条例区民会議の中で議論された意見を参考にし、『社会の中で育つ権利』としたものである。
- ・おとな対象のヒアリングで「今の子どもたちは何事にも無関心である」「自己中心的なところがある」という意見を反映し、起草部会では「自分の頭で考え、経済・政治・社会問題に自らかかわり、地域社会での行動にも応分の責任を持つ人間を育てる」という視点からとらえたいという意見を反映したものである。
- ・『自らの思いをより確実なものにするために、住民自治や地域活動に参加すること』としたのは、「子どもは地域社会を構成する大事な一員として存在している」という意味を含んでいるものである。
- ・『住民自治や地域活動に参加するため』とは、「住民自治や地域活動により参加しやすくするために」という意味であり、「豊島区民」としないで『地域住民』としたのは、外国人やいろいろな人を想定したものである。また、『地域住民としての知識や能力を育むこと』とは、「地域で積極的に活動する為の知識を育み、また住民としての責任のあり方を学ぶことができる」という意図からである。
- ・『文化の伝承を受けること』としたのは、区が「文化の風薫るまち としま」を掲げているという姿勢と「文化を継承して発展させる担い手の役割がある」とすると、参加する権利の中に文化の伝承にかかわるといって入れる必要がある」という起草部会の意見を反映したものである。

(支援を求める権利)

第十二条 子どもは、支援を求めるために、主として次の各号に掲げることが保障されます。

- 一 不安になっていることや困っていることを、相談すること。

- 二 心身が傷つけられそうになったら、助けを求めること。
- 三 自分の権利を実現するために、支援を求めること。

支援を求める権利について

- ・『支援を求める権利』を設けたのは、子ども対象のヒアリングで「恐くていじめを注意できない」「子どもは児童虐待の悪循環を断ち切れない」「学校、家庭の他に相談する場所が必要である」などの意見を反映し、また、「保護」ではなく『支援』が必要であるという起草部会の意見を反映したものである。
- ・入れる位置としては「諸々の権利を実現するために、保護者や社会から援助を受ける権利を持つという意味で、最後に入れるのがふさわしい」という意見にまとまった。また「支援を受ける権利」ではなく、子どもの主体的な表現である『支援を求める権利』とした。それによって他の項目に盛り込まれていた「相談や助けを求めることができます」等は支援を求める権利の中に移して考えていくこととした。
- ・当初、起草部会案では「不安や心配な事」としたが、今現在の子どもの状態をより具体的に表わすために『不安になっていることや困っていること』とした。
- ・同様に、当初、起草部会案で「心や身体が傷ついたら」としていたものを、グレーゾーンも救済する必要性から『傷つけられそうになったら』とした。『心身』には、「心」「身体」「心身」それぞれが傷つけられそうになったらという意味を含むものである。
- ・当初、起草部会案では「人は生まれながらに権利を持っているので、権利の実現は矛盾するのではないか」という意見から「自分の権利を守るために」とあったが、この後の『第四章 子どもの権利の保障』へつながるので、権利を実現して、守る義務がおとなにあるとつなげるために「守る」より『実現』の方がよいという意見を反映して『自分の権利を実現するために』としたものである。

【第四章 子どもの権利の保障】

< 構成 >

- ・区による子どもの権利の保障
- ・家庭における子どもの権利の保障
- ・子どもに関わる施設における子どもの権利の保障
- ・地域における子どもの権利の保障

権利保障の方法・主体における焦点

- ・本章は、子どもの生活の場での子どもの権利保障について、その原則を示すものである。この後の章に権利救済を規定することを考え、本章では事前保障(「第六章 子どもの権利侵害に関する救済と回復」では事後保障)を中心にした内容を盛り込むことを起草部会で提案した。

- ・内容は日常生活で子どもの権利を気にかけること、権利の侵害を予防することはもちろんのこと、子育ての応援をおとなが協力して行うこと等を盛り込むこととした。

方法・主体の順番について

- ・方法・主体の括り方（区以外）については「保護者」「子どもに関わる施設関係者」「区民等」等「人」として括るか、または「家庭」「子どもに関わる施設」「地域」等「場」として括るか、起草部会で検討された。「人」とすると「第一章 総則」の「責務」の規定と重なること、また、「生活の場とすることによって、個々の人というよりも、協働して手を差し伸べると意識が打ち出されるのではないか」という意見を反映し、「場」として括ることとした。

- ・順番については、「家庭 地域 施設 区（主体を中心から外側へ広げていく）」の順、「区 地域 施設 家庭（サポート体制の強化に視点をおき、同心円のように外側から内側へ絞っていく）」の順、「区 保護者 地域（含む事業者） 施設」の順、「区 家庭 施設 地域」の順という案が出され、起草部会で検討した。「家庭（保護者）」から始める順番とすると、「保護者が保障すべきことが強調されてしまい、『本来、親がやるべきである』という論調になりやすい」という意見や「保護者が自分の責務を果たせるような条件をまず第1に、区（都・国）が整え、その上で、保護者に求めるという考え方がよいのではないか」という意見、また、「第一章 総則」の「責務」の順番とそろえるという意見から「区 家庭 施設 地域」の順とした。

文言と内容について

- ・起草部会では当初、本章は、「（子どもの権利保障を～）します」として決意を表明する文言にしていたが、「第三章 大切な子どもの権利」の内容を反映させ、第三章と本章が「子どもの権利とおとなの義務」という組合せになるようにし、おとなの義務を強調するために、「なりません」「いけません」などの文言で統一することとした。

[第一節 区による子どもの権利の保障]

節の1つに「区」を加えたことについて

- ・起草部会での「区は家庭、施設、地域等の全てに関わり、その中心的な役目を担っている」という意見やこの後の節に登場する「家庭」「子どもに関する施設」「地域」の中の「区がなすべき子どもの権利保障と内容が重なるため、まとめた方がわかりやすい」という意見を反映したものである。
- ・また、区はこの後の節に登場する「子どもの生活の場」とは異なるため、その整理の仕方については、他の節と内容が重ならないように留意した。

（区による子どもの権利の保障）

第十三条 区は、子どもの権利が侵害された場合又は侵害されそうになった場合に、区民等

と協働してその救済や回復に最大限に努めなければなりません。

子どもの権利の侵害について

- ・『子どもの権利が侵害されそうになった場合』としたのは、実際に侵害された場合では後手になってしまうため、侵害されそうな場合も含めたものである。
- ・当初、具体的に責任の所在として「行政、区民、地域住民等」列挙したが、区の権利保障とし、広義に規定する意味で『区民等』とした。また、ここでは『最大限に努めなければなりません。』とし、区の強い意志を示した。

(環境の整備等)

第十四条 区は、子どもの権利を保障するために、主として次の各号に掲げる環境を整備し、充実させなければなりません。

- 一 生命や身体が守られる環境
- 二 安全な食生活の環境
- 三 安心して、休み、遊び、学べる環境
- 四 住民自治の担い手となるための教育や環境教育の機会
- 五 文化や芸術の担い手となれるような機会
- 六 相談や援助の仕組み

環境の整備について

- ・ここでは『環境の整備』が区の責務であることを強調したものである。
- ・ここで述べる『生命や身体が守られる』とは、病気の予防、公衆衛生の整備、交通事故の防止の他、薬物、煙草などの有害物、誘拐や痴漢、買春、暴力等の犯罪からの予防、防止、安全等を想定したものである。また、起草部会で出された「自然環境及び自然災害等も含めた環境整備や危機管理が必要である」という意見も含まれるものである。
- ・『安全な食生活』は「第六条 生きることが守られる権利」を保障するものであり、小学校教諭対象や幼稚園・保育所対象のヒアリングで「朝食を食べさせて学校や幼稚園保育園に出してほしい」等子どもの食事や食育に関する意見が多く出ていたことや、起草部会で「食の大切さ、食育により健康が守られることを強調すべきである」「食に関しての情報提供等が必要である」「規則正しい食習慣を身につけてほしい」という意見が出ていたことを反映したものである。
- ・『安心して、休み、遊び、学べる環境』は、子どもの居場所をイメージしたものであり、「第十条 かけがえのない時を過ごす権利」を保障するものである。当初は「自分のペースで」「ありのままにいられる」としていたが、第三章に対応し、『安心して、』と変更したものである。また、居場所の『整備』『充実』に関しては「考え方の普及」、「確保」、「存続」等が必要であるという意見も起草部会で出された。

- ・『住民自治の担い手となるための教育や環境教育の機会』は、「第十一条 社会の中で育つ権利」を保障するものであり、「市民性教育」や「積極的な環境教育が幼少期から必要である」「消費者教育も視野に入れる」という意見が起草部会で出された。
- ・『文化や芸術の担い手となれるような機会』は、「第十条 かけがえのない時を過ごす権利」を保障するものであり、委員会で「豊島区では『文化の風薫るまち』を進めているので、子ども達がその中で、どのような権利を持つのか」という意見が出され、「次代を担う者として主体的な機会の創出を与えたい」という思いも込めたものである。
- ・『相談や援助の仕組み』は、子ども対象のヒアリングで「児童虐待等の問題が生じた時、相談する場所が必要である」という意見を反映したものである。当初「助け」という言葉を使っていたが、「手を差し伸べるという意味合いを強く」するために『援助』という言葉を使うこととした。

（児童虐待防止に関する整備等）

第十五条 区は、子どもの深刻な権利侵害である児童虐待の防止に関して、主として次に掲げる必要な体制を整備しなければなりません。

- 一 児童虐待の予防及び早期発見
- 二 児童虐待を受けた子どもの迅速かつ適切な保護及び自立の支援
- 三 児童虐待に関わった保護者に対する適切な指導及び支援
- 四 児童虐待防止に向けた関係機関及び民間団体等との連携の強化及び支援
- 五 児童虐待防止に向けた子どもや保護者に対する教育及び啓発

児童虐待について

- ・ここでは『児童虐待』が『子どもの深刻な権利侵害』であるが故に区の責務を強調し、『必要な体制を整備』としてまとめたものである。子ども相談関係者対象のヒアリングでの「早期発見・発見後の保護者支援・保護者への啓発・関係機関の連携が必要である」という意見を反映したものである。
- ・虐待を受けた子どもの『自立の支援』とは、具体的に「教育、進学、就職に際し、必要な施策を講じる」という意味として起草部会で出された。
- ・当初起草部会で「子どもと共に生活することをめざした保護者」として「親子の再統合」に向けた、親に対する指導にも触れる案も出されていたが、「再統合については課題が大きい」という意見を反映し、『児童虐待に関わった保護者』への『適切な指導及び支援』とした。
- ・『児童虐待防止に向けた関係機関及び民間団体等との連携の強化及び支援』及び『児童虐待防止に向けた子どもや保護者に対する教育及び啓発』は「家庭」「子どもに関する施設」「地域」における責務を「区」の責務としたものである。

[第二節 家庭における子どもの権利の保障]

(家庭における子どもの権利の保障)

第十六条 子どもにとってかけがえのない存在である保護者は、子どもの養育環境を確保し、その生命を守らなければなりません。

- 2 保護者は、児童虐待又はそれに類似する行為により、子どもの心身を傷つけてはなりません。
- 3 保護者は、子どもと共にいる時間を大切にしなければなりません。
- 4 保護者は、子どもの気持ちに耳を傾け、尊重しなければなりません。
- 5 保護者は、子どもが人の権利を尊重できるように、自らその範を示さなければなりません。
- 6 保護者は、子どもの発達に応じてそのプライバシーを尊重しなければなりません。

保護者の責任について

- ・「保護者が子どもにとってかけがえのない存在であり、だからこそ、子どもの生命を守る責任がある」ことや「子どもは保護者から何にも増して愛情を受けたいと願い、保護者はこれを深く受け止めて、責任を持って子どもをはぐくまなくてはいけない」ことを強調するために、当初、起草部会で「誰よりも愛情を」としたが、この節の主語を『保護者』として統一すると、「保護者が愛情をそそがれたい存在」になってしまうため、『かけがえのない存在である保護者』とした。
- ・『子どもの養育環境を確保』は、著しい減食や長時間の放置、養育の放棄、怠慢の他、家に閉じ込めたり、学校等への登校（園）禁止等ネグレクトの予防、防止を念頭におき、子どもを虐待環境に置かないために、保護者は「子どもが最も安心できて保護される場所」を確保すること、また、その中で、受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう）は子どもにとって安全な環境を脅かされるものであることも起草部会で確認した。
- ・『生命を守る』ことを重視し、ここには無理心中の防止も含んでいる。

児童虐待又はそれに類似する行為について

- ・児童虐待の取り上げ方について、起草部会で当初、『児童虐待』を「不適切なかかわり（マルチリートメント）」として広く取り上げようと試みたが、一般的にはわかりにくいこともあり、おとな対象のヒアリングの中で意見の多かったネグレクトに関しては保護者の責任として前の条項に盛り込まれた。
- ・起草部会では「児童虐待という言葉の定義が難しいので、具体的に記述したい」「体罰、ひどい言葉、無視、強要など虐待と思われるものを羅列して記述した方がその行為が児童虐待または不適切なかかわりに当たると気付いていない人も気付くのではないか」という意見から、具体的な記述も試みたが、条文で具体的な行為を示すことが難しいことも

あり、ここでは「児童虐待は許されない」ということを強調するために、『児童虐待又はそれに類似する行為』で統一した。

- ここでいう『児童虐待又はそれに類似する行為』とは、「子どもの生活の場における暴力や体罰（夫婦、親子の間における体罰、暴力）」「暴言又は拒否的な態度、わいせつな行為、強要（暴言又は拒否的な態度、わいせつな行為をすること、不適切なかかわり。支配的、差別的な態度及び押しつけ）」等を示し、広義の「子ども虐待」である「不適切な関わり（マルトリートメント maltreatment）」の考え方に基づいたものである。「マルトリートメント」には、「今のところ生命に危険はないが保護者が感情的になって頻繁にお尻を叩くとか、発達に見合わない早期教育を強要する、乳幼児が夜間長時間子どもだけで放置されているなど、虐待とまではいかないけれども適切さを欠く養育などのグレーゾーンを含む〔豊島区子ども虐待防止対応マニュアル2002年〕」ものである。この他にも、兄弟姉妹間の差別等が起草部会で出された。
- 当初、「子どもの心身を傷つける行為をしてはいけません」であったが、「行為とすると子どもによってその行為の感じ方に違いがある」ために『子どもの心身を傷つけてはなりません』とした。

子どもと共にいる時間について

- 子ども対象のヒアリングで「子どもを見ていてほしい」という意見や小学校教諭対象のヒアリングや幼稚園・保育所職員対象のヒアリングで「子どもと向き合ってほしい」「子どもを抱いてほしい」という意見が多かったことを反映して、起草部会では「子どもとともにいるのみではなく、共有する時間が大事であることを強調したい」として『子どもと共にいる時間を大切に』とした。

子どもの気持ちに耳を傾けについて

- 『子どもの気持ちに耳を傾けて』としたのは、「第九条 思いを伝える権利」を保障するものであり、子ども対象のヒアリングが多かった「子どもの話をよく聞いてほしい」という意見を反映したものである。
- 起草部会で「意見の尊重については、『第五章 子どもの参加』にまとめた方がよいのではないか」という意見が出されたが、ここには「意見の尊重」だけではなく、「うれしい、楽しいといった肯定的な感情と同じように、つらい、ムカつくといった否定的な感情も含めた『気持ち』にも『耳を傾ける』という意味である」という意見が出されたため、「意見」を省き、『気持ち』の『尊重』とした。
- また、『尊重しなければなりません』としたのは、起草部会での「子どもの習い事、学校選び、職業選択、離婚の話し合い等、家庭内の話し合いで意見を言う機会がなく、おとなの都合で勝手に決められがちな事に対するの考慮が必要である」等の意見を反映したものである。

人の権利の尊重について

- 『子どもが人の権利を尊重できるように』としたのは、当初、起草部会で「子どもが自分と

同じように他の人の権利を尊重し」としたが、「自分と同じように」「おとなと同じように」ではわかりにくい上に、「自分と同じように他の人の権利を尊重できるようになるということ」を要求するのはおとなでも難しいことではないか」という意見を反映したものである。

- ・『自ら範を示さなければ』としたのは、「姿勢を正す」より『範を示す』の方が、子ども対象のヒアリングで「大人のマナーが悪い」「目標にできる大人でいてほしい」等という意見やおとな対象のヒアリングで「親としての自覚に欠ける」という意見に相応するためである。

プライバシーの尊重について

- ・『子どものプライバシーを尊重』は、「第七条 個性が尊重される権利」を保障するものであり、子ども対象のヒアリングで「家族といえどもプライバシーは尊重してほしい」「勝手に引出しを開けたり、物を動かしたりしないでほしい」という意見を反映したものである。
- ・ここでいう『プライバシー』は、区の「個人情報保護条例 第二条」で「個人情報 個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。ただし、事業を営む個人の当該事業に関する情報及び実施機関の職員又は職員であった者の人事、給与若しくは福利厚生に関する情報又はこれらに準ずる情報を除く。」と定義され、第五条「思想、信条、宗教、犯罪及び社会的差別の原因となる事項(以下「収集禁止事項」という。)に関する個人情報を収集してはならない。」という部分に該当する。「子どもは『プライバシー』のほうがりやすい」という起草部会の意見を反映したものである。
- ・当初、起草部会では「子どもを信用して」とあったが、プライバシーに関する権利の保障では「子どもも大人と変わらない人間としてプライバシーを尊重するという意味がある」「そもそも子どもを信用していないととらえかねない」という意見を反映し、その部分を省いたものである。しかし、「子どもの年齢によっては、保護者が子どもを犯罪等から守るために管理しなければならない場合もあり、また、ある程度の年齢になった時には、逆に子どもを傷つけてしまうこともある」という委員会の議論を受けて『子どもの発達に応じて』を挿入したものである。
- ・保護者の管理監督権に関しては、民法上の親の管理監督権があることを前提としている。

[第三節 子どもに関わる施設における子どもの権利の保障]

この節の内容の順番について

- ・順番は「子どもを主体とする」「子どもに関わる環境」「子ども同士の関係・個々の子ども」「関係者の児童虐待禁止」「児童虐待発見に際し、関係者の連携」「管理者の責任」とした。

(子どもに関わる施設における子どもの権利の保障)

第十七条 施設関係者は、子どもの健康を守り、子どもの育ち、遊び、学びを、子どもの主

体性を尊重しながら充実させなければなりません。

- 2 施設関係者は、保護者や関係機関と共に、子ども同士の関わりを見守り、一人ひとりの子どもの気持ちに耳を傾け、人格を認めて、意見を尊重しなければなりません。
- 3 施設関係者は、児童虐待又はそれに類似する行為により、子どもの心身を傷つけてはなりません。
- 4 施設関係者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待を防止するために関係機関との連携・協働の下、予防及び早期発見に取り組まなければなりません。
- 5 子どもに関わる施設管理者は、子どもの権利の保障について、子どもの意見を聴く機会を作るよう努めなければなりません。
- 6 子どもに関わる施設管理者は、子ども個人に関する情報について、あらかじめ本人の同意を得ないで、その目的の範囲を超えて利用し、外部に提供してはいけません。ただし、本人の発達段階に応じて特に必要な場合であって、本人の同意を得ることが難しいときは除きます。
- 7 子どもに関わる施設管理者は、職員等にこの条例に定められた子どもの権利を十分理解させるために、研修の機会を設けなければなりません。

○子どもの健康について

- ・『子どもの健康を守り』は、「第六条 生きることが守られる権利」を保障するものであり、子ども対象のヒアリングで多かった「タバコが迷惑である」という意見を反映すると同時に、健康の増進に関する教育という点でタバコが子どもの健康に有害であることを伝えることも含まれる。そのため、関係者自ら子どもに手本を示すという意味では、当然のことながら、施設内外の活動の場における喫煙の禁止を含むものである。
- ・『子どもの健康を守り』には、幼稚園・保育所対象のヒアリングで多かった「食事の大切さ」に関する意見を反映し、ここでは、給食等も含めて「食育」「食の安全を守り、それについての教育」の意味も含まれるものである。
- ・『子どもの健康を守り』には、PTA連合会対象のヒアリングの「子どもに悪影響を及ぼさないようなメディアとの付き合い方を取り入れてほしい」という意見を反映し、メディア教育の意味も含むものである。
- ・『子どもの健康を守り』には、「国連・児童の権利委員会最終見解（2004年2月）」にも指摘されている「青少年の精神面の健康や性感染症、薬物中毒等に関する予防教育」も含まれるものである。
- ・『子どもの育ち、遊び、学びを、子どもの主体性を尊重しながら充実させ』は、「第十条 かけがえのない時を過ごす権利」を保障するものであり、当初、起草部会では『子どもの健康を守り』と『子どもの育ち、遊び、学びを、子どもの主体性を尊重しながら』をそれぞれ二つの条文に分けていたが、「環境の充実」という視点で一つの条文にまとめたものである。

子ども同士の関わりについて

- ・『保護者や関係機関と共に』としたのは、いじめ、不登校、その他問題行動に対しては、子どもの気持ちを受け止め、保護者や関係機関と連携をとりながら、迅速に適切な対応を図るものである。
- ・『見守り』としたのは、起草部会で「核家族化や少子化の現象もあって、人とのかわりがないまま、集団社会へ入る傾向があるので『見守り』が必要である」「気持ちを伝え合う力や困難に対する自己解決力をはぐくむ意味での『見守り』を施設の役割として強調したい」という意見を反映したものである。

一人ひとりの子どもの気持ちについて

- ・『子ども同士の関わりを見守り、一人ひとりの子どもの気持ちに耳を傾け』は、「第九条 思いを伝える権利」を保障するものであり、前文の『子どもの気持ちを受け止め、子どもの声に耳を傾ける』という姿勢を具体的に表したものである。
- ・『耳を傾け』としたのは、子ども対象のヒアリングで多かった「意見を聞いてほしい」という声を反映したものである。また、起草部会での「特に、いじめは初期対応がとても重要であり、まず、施設関係者が子どもの気持ちや訴えを聞く立場にいることを認識することが重要である」という意見を反映したものである。
- ・『人格を認めて』は、「第七条 個性が尊重される権利」及び「第八条 自分で決める権利」を保障するものであり、子ども対象のヒアリングで多かった「名前の呼び捨てをやめてほしい」「公平に扱ってほしい」という意見を反映し、施設関係者が子どもに不公平感を感じさせない対応を心がけるという意味を含んだものである。

児童虐待又はそれに類似する行為について

- ・『児童虐待又はそれに類似する行為』は、「第十六条第二号」の解説の他、子ども対象のヒアリングで出された「えこひいきをやめてほしい」等の子どもが差別されていると感じるような言動を含むものである。

予防及び早期発見について

- ・「学校からの通告数は東京都全体の約12%であることからわかるように、通告の決断が遅れる傾向があるため、組織としてチームを組んで児童虐待に取り組むという点を強調したい」「たとえば、一人の職員が発見して、施設長に相談しても経過観察で終わってしまうことがある。ケース会議をするなど、組織として取り組むことによってこのような見過ごしがなくなるのではないか」という起草部会の意見を反映し、「組織を挙げて」としたが、文言が曖昧であることと、施設関係者一人ひとりの自覚を促すという意味で、『児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し』とした。
- ・『予防及び早期発見』としたのは、起草部会での「通告をできるだけ早く適確に受理し、それに応じた対処をすることが、子ども達を救うことになる」また、「施設独自の責務として、子どもが差別、偏見を感じていないか、支配的ではないか、関係者自らが子どもに対する態度を振り返り、見直し、改善することを含み、子どもにとってより安全・安心な環境を

創るために、自らの関わりを見直さなければならない」という意見を反映したものである。

- ・『関係機関』とは、『子どもに関わる施設関係者』のほか、警察、医療機関、民生委員・児童委員等も含むものである。

子どもの意見について

- ・『子どもの権利の保障について、子どもの意見を聴く』は「第九条 思いを伝える権利」を保障するものであり、子ども対象のヒアリングで最も多かった「子どもの意見を聞いてほしい」という意見を反映したものである。また、ここでいう『意見』にはこのほか、相談や、施設に対する不服等も含むものである。
- ・『聴く』としたのは、「注意して耳に止める。傾聴する〔広辞苑〕」という意味を含むものである。
- ・当初、起草部会で「子どもの意見を実現させることを強調し、子どもの意見を制度的に吸いあげる『仕組みの確立』が重要である」という意見が出されたが、学校にはすでに児童会や生徒会等の活動もあることから、また、学校以外の子どもに関わる施設にも必要性があることから、『子どもの意見を聴く機会を作るよう努めなければなりません。』としたものである。
- ・また、『子どもの意見を聴く機会を作るよう努めなければなりません。』としたのは、「保育所や幼稚園、子ども家庭支援センター等、就学前の子どもに関わる施設の管理者でも、努力義務ならば『子どもの意見を聴く』ことができる」という意見を反映したものである。

子ども個人に関する情報について

- ・『子ども個人に関する情報について』は、「第七条 個性が尊重される権利」を保障し、「子どもの秘密に配慮及び関係機関の子どもに関する文書や記録の管理、守秘義務」の意味を含むものであり、「個人の情報取得に関しては原則として本人の自己決定が必要である」という「豊島区個人情報保護条例」の趣旨を反映したものである。
- ・委員会で、「学校でつくった作品を、子どもの同意を得ないで保護者懇談会等で発表し、それを後で知った子どもがひどく傷ついた話」等から、「おとなにはたいしたことではなくても、子どもにとっては重要なこともある」という意見を踏まえて『あらかじめ本人の同意を得ないで、』としたものである。
- ・『その目的の範囲』とは、子どもに関わる施設において、その子どもの養護や保育・教育活動、生活指導等に必要な範囲を指すものである。
- ・「個人情報保護法」に応じて『ただし、本人の発達段階に応じて特に必要な場合であって、本人の同意を得ることが難しいときは除きます。』と、ただし書きを加えたものである。

研修について

- ・ここでいう『研修』とは、「施設管理者」が「職員等」対象に設けるものである。
- ・『この条例に定められた子どもの権利』とは、この条例の理解を通して「子どもの権利」の理解を図るという意味である。

[第四節 地域における子どもの権利の保障]

(地域における子どもの権利の保障)

第十八条 区民等は、地域を構成する大切な一員である子どもにとって、安全・安心な環境をつくり、その環境を守らなければなりません。

2 区民等は、児童虐待又はそれに類似する行為により、子どもの心身を傷つけてはなりません。

3 区民等は、家庭、子どもに関わる施設、地域の中で互いに声をかけあい、子どもの成長を支援しなければなりません。

4 区民等は、自らが住民自治の担い手としての責務を果たし、子どもにもその責務があることを伝えなければなりません。

5 事業者は、この条例に定められた子どもの権利をよく理解したうえで、雇用している子どもの権利を守らなければなりません。

6 事業者は、雇用される者が安心して子どもを養育できるような働きやすい職場環境を整備しなければなりません。

7 区民等は、児童虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合に、子ども家庭支援センター、児童相談所等関係機関に速やかに通告しなければなりません。

安全・安心な環境について

- ・『安全・安心な環境をつくり、守る』ことは、「第六条 生きることが守られる権利」「第七条 個性が尊重される権利」を保障するものであり、区では平成12年1月に「豊島区生活安全条例」を制定し、地域住民や警察等関連機関等の連携を図るために「生活安全協議会」を設置し、地域住民との協働による「安全・安心まちづくり」を推進している。
- ・『安全・安心な環境をつくり、守る』について、起草部会での「地域があたたかい目で子どもを犯罪や児童虐待から守り、地域の実態に合わせて声掛けをすることであるが、戦前の隣組のような監視体制ではなく、程良い関係を作り、子どもを見守ることが重要である」「豊島区では登校中の痴漢等変質者による被害も出ているので、その防止も考慮に入れたい」という意見を反映したものである。

児童虐待又はそれに類似する行為について

- ・『児童虐待又はそれに類似する行為』は、「第十六条第2項」の解説の他、「スポーツの指導者による罵詈雑言や体罰等」や「ドクターハラズメント（医者が言葉や態度で患者を傷つけることを表す）等」また、「警察官から不当に荷物検査をされたり、親の立ち会いのない事情聴取をさせられたりした事例等」から、「医師、警察官、スポーツや塾の指導者については、その立場による子どもへの態度に権利の視点を入れて欲しい」という意味も含めたものである。

声のかけあいについて

- ・『地域の中で互いに声をかけあい』としたのは、子ども対象のヒアリングでの「児童虐待やいじめを防ぐには積極的な近所づきあいが大事である」という意見やP T A対象のヒアリングでの「地域の人たちには、子どもたちに声をかけてほしい」という意見、おとな対象のヒアリングでの「日頃から声をかけることが大事である」という意見、子ども相談関係者対象のヒアリングでの「地域の支援が必要である」という意見を反映したものであるが、住宅街、商店街、繁華街等で、犯罪の種類や頻度が違うので、その地域に合ったやり方で声かけをし、見守るという意味である。
- ・『子どもの成長を支援』としたのは、「第十二条 支援を求める権利」を保障するものであり、起草部会では当初、「見守らなければなりません」としたが、「管理する印象を与えるため」『支援』に変更したものである。
- ・起草部会で「疑わしい評判がある場所に頻繁に出入するなどの問題ある態度をとる児童が少年犯罪者として扱われることについて」の懸念については、「国連・児童の権利委員会の最終見解（2004年2月）」で指摘されていることを考慮したものである。

住民自治の担い手としてについて

- ・『住民自治の担い手として』は、「第十一条 社会の中で育つ権利」を保障するものであり、起草部会での「文化の伝承や自治活動は、子どもにとって、地域に関心を持つきっかけになる。子ども自身の参加を促すためにも、まず、選択肢として機会を準備する地域のおとなの役割を盛り込みたい」という意見を反映したものである。
- ・『その責務があることを伝え』について、おとな対象のヒアリングでの「今の子どもたちは挨拶ができない。団体行動に慣れていない」という意見や、P T A対象のヒアリングでの「地域の人たちは子どもたちが悪いことをしていたら注意してほしい。声をかけてほしい。」という意見を受けて、起草部会での「地域には出会い、交流など人とふれあう機会がたくさんある。子ども自身がきっかけをつくり活動する時に、区民等が子どもの思いにこたえて協力する」という議論を反映したものである。

事業者について

- ・『事業者』といれたのは、委員会での「ファーストフード店でアルバイトをしている高校生もいる。そう考えれば、特定の職業だけでなく、そこで不利益がないように」という意見を反映したものである。

この条例に定められた子どもの権利について

- ・「第十七条第7項」と同様に、「まず、事業者自ら『この条例に定められた子どもの権利』をよく理解する必要がある」という起草部会の意見を反映したものである。

雇用される者の子どもについて

- ・『雇用される者』については、委員会で「『雇用される者の子ども』の権利保障は、次世代育成支援対策推進法も含めどこかに入れるべきである」という意見と、「そうはいつでもこの不況時において、事業者の経営が成り立たない」という意見から、起草部会で「努力義務にする」という意見も出されたが、「条例自体に罰則規定がないので、そこだけ努力義務

にしない方がよい」という意見が出され、『働きやすい職場環境を整備しなければなりません』とした。

児童虐待の通告について

- ・『通告』に関して、この節の最後にしたのは、通告受理後、区の先進的な取組みである子ども家庭支援センターによるセイフティネットワーク、区の責務など、通告受理後の体制が後の「第六章 子どもの権利侵害に関する救済と回復」に続くことを念頭においたものである。
- ・起草部会では当初、この条文のみ、あらゆる人の責務であることを強調するため、「豊島区に関わる人」を主語としたが、「前の条文が『区民等』となっているので、豊島区を通過する人も含める広い意味でも、また主語を整える意味でも『区民等』とした方がよい」という意見を反映したものである。
- ・『子ども家庭支援センター、児童相談所等関係機関』には、このほかに警察、医療機関、民生委員・児童委員等も含むものである。

【第五章 子どもの参加】

< 構成 >

- ・子どもの参加
- ・子どもの社会参加及び参画
- ・子どもにかかわる施設における子どもの参加及び参画

(子どもの参加)

第十九条 子どもは、権利の主体として子どもの権利を実生活に生かすことにより、社会性を培い、成長することができます。

子どもの参加について

- ・『子どもの参加』について、起草部会で「子どもは、おとなになる発達過程の存在である」「子どもは、生活のあらゆる場面に参加しながら、自分の権利を発揮する力を培うことができる」「子どもの参加権を十分に保障するために、区やおとなは有形無形を問わず最大限の援助をしなくてはならない」という意見が出された。
- ・ここで『子どもの権利を実生活に生かす』としたのは、「子どもの権利を単に人権の一つとしてとらえるのではなく、実生活を通して将来の参政権者たりうる基礎を培うという意味をもち、特に地域での社会参加がその予行演習となりうる」という意見を反映したものである。また、「参加をしにくい状況にある子ども(多様な文化的背景をもつ子ども、障がいのある子ども、虐待を受けた子ども、不登校やひきこもりの子ども、乳幼児等)に対する意見の表明方法や参加の方法」への配慮を含むものである。
- ・当初、主語は「第三条 責務」「第四章 子どもの権利の保障」と同様に「区」「保護者」

「子どもに関わる施設」「区民等」に細分化していたが、「社会全体で子どもの社会参加をサポートする姿勢こそが大事である」という意見から、整理をして「区」「おとな」「施設関係者」に分けた。その結果、「家庭における子どもに関わる事柄について」の「子どもへの説明や選択、決定等」に関する条項が抜けてしまうため、「第四章 子どもの権利の保障 第二節 家庭における子どもの権利の保障」に加えるよう再度、検討したものである。

(子どもの社会参加及び参画)

第二十条 区は、地域における子どもの社会参加を支援します。

- 2 おとなは、子どもが地域活動に参加しやすいように、地域の役割等をわかりやすく説明し、又子どもがこれらの情報を得ることができるように様々な方法を講じます。
- 3 おとなは、子どもの意見表明の場を設け、子どもの意見を聴き、又子ども同士が仲間をつくり、社会に参画できるように支援します。
- 4 区は、次代を担う子どもの意見を区政に反映するように努め、子どもに意見を聴き、話し合う場として「としま子ども会議」を開催します。

子どもの社会参加について

- ・ここでいう『子どもの社会参加を支援』するとは、「地域のおとなと子ども同士が関わりあう機会を確保し、充実することを通して、子どもによる活動を支援すること」「子どもが区民として意見を表明し、子どもに関わる事項の決定過程に子どもが参加できる仕組みを整え、参加を促進し、支援すること」という意味が含まれている。

地域活動の参加について

- ・『子どもが地域活動に参加しやすいように』とは、「地域における活動が子どもの年齢や成長発達に応じて、子どもが選択し、参加できるような企画の充実」という意味が含まれる。
- ・『地域の役割等』には、文化の伝承や地域の自治の仕組み等を伝えることが含まれるものである。
- ・『わかりやすく説明』『情報を得ること』には、「活動に関することで、その趣旨や社会的意義等が事前に知らされていること」「その上で自発的に関わっていること」という意味が含まれているものである。

社会参画の支援について

- ・『子どもの意見表明の場を設け』には、「地域等で子どもに関わる活動や行事を行う場合、子どもの意見を聴く仕組みの確保」という意味が含まれる。
- ・『子ども同士が仲間をつくり』には、「子ども同士の自主的な話し合いや議論、活動、仲間づくり等を援助し協力すること」が含まれるものである。地域の役割として、「出会いや交流を通じて子どもの自主的な活動のきっかけづくりを促しつつ見守ること」がイメージされていたものである。

子どもの意見を区政に反映することについて

- ・『次代を担う』には、「次の時代の大事な有権者として」という意味が含まれている。当初は、「次世代」(「親・子・孫と続いてゆくおのおのの代。親の後を継いで子に譲るまでのほぼ30年を一代とする」〔広辞苑〕)としていたが、委員会での「担うべきものは次代の方がよいのではないか」という意見を反映したものである。
- ・『子どもの意見を区政に反映する』には、「子どもは確かに区民ではあるが、現在まだ有権者ではないので、区民としてではなく、区民の一員として意見を表明する」という意味が含まれている。
「としま子ども会議」について
- ・『としま子ども会議』は、「区の子どもに関わる重要な施策の決定過程に子どもが参加できる仕組みを整え、参加を促進し、支援する」という趣旨から規定したものである。また、「子どもに関わる施策をわかりやすく説明してその意見を聴き、話し合う」ことを大切に考えるものであり、その前提として「子どもが利用できる方法での情報を提供することや説明すること」また、「その決定過程に子どもが意見を言える場を設け、話し合いに参加できる状況を設ける」という意味が含まれている。
- ・『としま子ども会議』としたのは、二つの意味があり、一つは、子どもたちも忙しく、なかなか会議に出られないという実態を踏まえて、区が自ら出向いて子どもたちの意見を聴く場として「出前子ども会議」という性格をもったものである。もう一つは、各地区の代表の子どもたちが集まり、直接、行政に意見を述べ、話し合う場として「子ども区議会」という性格をもったものである。どちらも、子ども施策に子どもの意見を反映させたいという区の積極的姿勢を示すものである。「としま子ども会議」に関わる事項に関しては、主として子ども家庭部と教育委員会との連携の下に取り組むものである。

(子どもにかかわる施設における子どもの参加及び参画)

第二十一条 施設関係者は、子どもが育ち、遊び、学ぶ存在であることを認識して、子どもの自主的な活動を支援します。

- 2 施設関係者は、施設運営等に関して子どもの意見を聴き、話し合いの場を設けるように努めます。
- 3 施設関係者は、参加及び参画の結果について、子どもに理解を得られる方法で説明するように努めます。

自主的活動の支援について

- ・当初「特に子どもを指導する立場にある人々は」「子どもを管理する管理権者としての立場」としていたが「子どもは、現在のところ教職員をはじめとして、施設関係者を自分で選択する事はできないことから、子どもがあくまでも主体である立場を認識する」という意味で『子どもが育ち、遊び、学ぶ存在であることを認識して』とした。
- ・『認識して』としたのは、起草部会で「自覚して」という意見も出されたが「認識した上で、

支援することが結果的に自覚を促すことである」という意見を反映したものである。

- ・『自主的な活動』には、施設運営等に関する、自治的な活動が含まれるものである。
施設運営等の参加について
- ・ここでいう『施設運営等に関して子どもの意見を聴き、話し合いの場』とは、子どもに関わる施設での決まりや校則、行事、授業の評価等、子どもが意見を伝える機会を指すものである。
- ・『子どもの意見を聴き』としたのは、子ども対象のヒアリングで「意見を聞いてほしい」「先生に対して意見が言えない、言いにくい、言っても聞いてくれない」という意見を反映したものであり、「子ども一人ひとりの意見が最大限配慮され、尊重される」という意味を含んだものである。また、起草部会で「児童会や生徒会といった子どもの組織とは別に、一人ひとりが意見を伝える場、参加する場の必要性があり、児童会や生徒会等のあり方を考える」等、『子どもに関わる施設』における、「子どもが意見表明できる仕組み」の必要性が出されたということも反映している。
- ・当初、「施設の運営に関わる事柄について、子どもと話し合う場を設け、子どもの意見と異なる結果となった場合には、子どもにその理由を説明する」という意味で「説明責任」としたが、委員会で「意図を十分言い含めていない」という意見があり、『子どもに理解を得られる方法で説明するように』としたものである。

【第六章 子どもの権利侵害に関する救済と回復】

< 構成 >

- ・子どもの権利擁護委員の設置
- ・擁護委員の職務
- ・是正要請等の尊重
- ・報告の公表
- ・救済や回復
- ・報告

(子どもの権利擁護委員の設置)

第二十二條 区は、子どもの権利侵害について、迅速かつ適切に対応し、救済を図り、回復を支援するために、子どもの権利擁護委員（以下「擁護委員」といいます。）を設けます。

2 擁護委員は、若干名とし、子どもの権利に理解のある幅広い年齢層にある者から、豊島区長（以下「区長」といいます。）が委嘱します。

3 擁護委員の任期は、二年とし、再任することができます。

4 区長は、擁護委員が心身の故障のため職務を行うことができないと認める場合、職務上の義務違反その他擁護委員としてふさわしくない行いがあると認める場合は、解職することができます。

- 5 区は、擁護委員の中立性に配慮し、又、地位の独立性を尊重して、その活動に協力をします。
- 6 擁護委員は、職務上知りえた秘密をもらしてはなりません。解職後についても同様とします。

子どもの人権擁護委員の設置について

- ・以下のことから、子どもの権利侵害に関する救済と回復を図るために、『子どもの権利擁護委員』を設置するものである。

子ども対象のヒアリングで、「いじめを身近に体験したことがある」と答えた子どもが多く、いじめについて「なくなる」と答えた子どもも多かった。その半面、おとなの介入を求めている子どもも多かった。また、児童虐待やいじめについて、学校や家庭のほかに相談する場所が必要かという問いに多くの子どもが「必要」と答えていた。こうした子どもの声を反映したものである。

子どもの権利擁護に関しては、これまで、人権擁護局、児童相談所、教育委員会、家庭裁判所など、相談救済にあたっている機関等はあるが、権利侵害に関する救済や回復という点では困難な状況にあるといえる。その理由としては、社会全般に、子どもを権利の主体として見るという認識が十分に浸透していないことや、権利侵害についての救済や回復支援が、おとなの視点で進められやすく、子どもの視点が欠落しがちである点等があげられている。

「国連・児童の権利委員会の最終見解（2004年2月）」で「児童の権利の保護及び促進における国内人権機構に関する一般コメント第2号（2002年）に照らし、委員会は、締約国が、～中略～（c）都道府県における地方オンブズマンの設立を促進し、それらオンブズマンと人権委員会と調整するための制度を設立すること」という勧告を受けた。また、「児童福祉法の一部改正（平成17年4月1日実施）により、児童相談に関し市町村が担う役割が法律上明確化される。これにより、区市町村が子どもに関する相談を第一義的に受けることとなり、都道府県の児童相談所の役割が要保護性の高い困難事例への対応・市町村の後方支援に重点化される。（第26期東京都青少年問題協議会答申）」にあるように、子どもに関する相談の第一義的な受け皿としての性格も盛り込んだものである。

- ・『子どもの権利に理解のある幅広い年齢層にある者』としたのは、比較的子どもに年齢の近い者でも委嘱できるように考えたものである。
- ・区長は『委嘱』と『心身の故障のため職務を行うことができないと認める場合、職務上の義務違反その他擁護委員としてふさわしくない行いがあると認める場合は、解職』することができるとしたものである。
- ・また、『中立性に配慮し、又、地位の独立性を尊重して』としたのは、起草部会で「子どもは、自らの意思に従い、相談や助けを求めて行動することができる」「救済を求める行動は

非難を受けることはなく、その気持ちは尊重される」「『第二十三条』の擁護委員の職務を遂行するために、委員の身分保障は欠かすことができない」という意見を反映したものである。

- ・『職務上知りえた秘密をもらしてはなりません』とし、守秘義務を付け加えたものである。
- ・なお、事務取扱等については、規則または要綱等で規定する。

（擁護委員の職務）

第二十三条 擁護委員は、次の各号に掲げる職務を行います。

- 一 子どもの権利侵害について相談に応じ、その子どもの権利の救済や回復のために、助言や支援をすること。
- 二 子どもの権利侵害に関わる申立てを受け、子どもの権利侵害に関わる調査、調整を行うこと。
- 三 前号の結果、子どもの権利侵害に関わると判断される機関や関係者に対して是正要請をすること。
- 四 前号の是正要請を受けてとられた措置の報告を求めること。

擁護委員の職務について

- ・子ども対象のヒアリングでの「何をしてくれるところなのかわからないと相談できない」「求めたらすぐに対応してくれるならば相談しようと思う」という声を反映し、その職務を明確にするものである。
- ・その主な職務については、相談、苦情申立て、調査、調整、是正要請、措置の報告等があげられる。委員会では、その考え方について「具体的にどういう場合が権利侵害にあたるか、またその判断は誰がするのか」「子どもの権利侵害といっても、果たして明確に権利が侵害されているかという判断は難しい場合があり、現場の判断も尊重しながら、その判断をまずどこでするのかということをきちんと細則等で定める必要がある」「例えば、社会福祉関係の苦情対応制度等によると、一次的にはそれが起こった場所で解決するが、その場所で解決をすることがうまくいかない場合があり、少しずつ上位の委員会のようなところへ出す等というやり方をしている。日常的な問題を全部、擁護委員が解決するということにはならない」「権利侵害というと、子どもが親との関係でどうにもならなくなって、児童相談所に直接やってきて、『僕は施設に入りたい』という例や『うちにいると高校に行かせてくれない。施設にいると高校にいける』『ご飯を食べさせてくれない』等の例がある。擁護委員がいくつかの実例を積み上げて、徐々に習熟していくような手順を踏んでいけば、権利侵害という案件でいろんな領域に著しい混乱が生じるということにはならない」等の議論が行われた。
- ・また、擁護委員と教育委員会や教育現場との関係については、委員会で「これまでは、教育委員会が学校と保護者との間で調整役に入るという形に対応してきている。そこに擁護

委員が入ってきた場合に、難しい部分がある」「擁護委員を設けた趣旨は、当然今まで教育委員会できちんと処理されてきたが、そこで手におえないという場合があり、教育委員会は、ある意味当事者として捉えられるので、当事者がいくらいいと思っても他の人から見たら納得できない、あるいは子どもが見たら納得できないということがある。そういう場合に第三者が判断すると考えればよい」「当然この条例自体は、教育現場に混乱をもたらすものでは困るので、むしろバックアップするようなものと考えればよい」等の議論が行われた。

（是正要請等の尊重）

第二十四条 前条第三号の是正要請を受けた者は、これを尊重し、必要な措置をとるよう努めなければなりません。

是正要請等の尊重について

- ・取組みの前提には、「是正や勧告を受けた者は、子どもの権利侵害の重大性をよく理解して事後、遵守する」という努力義務を含むものである。

（報告の公表）

第二十五条 擁護委員は、必要と認めた場合に、第二十三条第三号の是正要請及び第四号の措置の報告を公表することができます。

報告の公表について

- ・『報告の公表』については、起草部会での「通常、民間業者が従わない時に、区が勧告して区が報告するということがある。しかし、この場合、是正要請を受けるのが、区の施設の場合もありうる。擁護委員は第三者的立場である。申立てを受けて、区に対して是正要請をしても、区は努力義務なので、その後は擁護委員としては手立てがない。それを公表によって、これが守られることを担保しようとしている」という意見を反映したものである。

（救済や回復）

第二十六条 擁護委員は、家庭、子どもに関わる施設、地域、関係機関等と連携を図り、子どもの権利侵害を予防し、子どもの救済や回復に努めます。

連携について

- ・『関係機関等』とは、児童相談所、人権擁護委員、民生委員・児童委員、教育委員会、医療機関、警察等を含むものであり、連携を通して、予防、救済、回復を効果的に進めるものである。

(報告)

第二十七条 擁護委員は、毎年の活動状況等を区長に報告し、区民に公表します。

報告について

- ・「第二十二條第5項」により、擁護委員の『地位の独立性の尊重』という視点から、『活動状況等』の『公表』を通して、広く区民にその存在と役割を広めるものである。
- ・相談や申立ての種類の数、処理等の活動報告についての個人情報、個人情報保護条例を遵守するものである。

【第七章 子どもの権利に関する施策の推進】

< 構成 >

- ・施策の推進
- ・推進計画の策定
- ・子どもの権利委員会の設置
- ・権利委員会の職務
- ・提言の尊重

(施策の推進)

第二十八条 区は、子ども、保護者、施設関係者、地域と連携・協働し、あらゆる面に配慮しながら、子どもの権利に関する施策を推進します。

施策の推進について

- ・子どもの諸権利を具体化するために、『子ども、保護者、施設関係者、地域と連携・協働』のもとに『子どもの権利に関する施策』が進められるものである。

(推進計画の策定)

第二十九条 区は、子どもの権利に関する施策を、総合的に実行するために、次の各号に掲げる施策について推進計画を策定します。

- 一 保護者等に対する子どもの養育支援
- 二 子どもの健全な育ちに対する支援
- 三 この条例に関する情報の発信や啓発
- 四 この条例に対する学習の機会の確保
- 五 地域等における子どもの社会参加活動の啓発
- 六 子どもに関わる施設等におけるこの条例に定められた子どもの権利の保障
- 七 児童虐待についての理解の普及と防止

八 子どもの権利侵害に対する相談、援助、救済体制の整備

九 その他、前各号に定める以外の子どもの権利にかかわる施策

推進計画の策定について

- ・各号に掲げられた施策は、基本的な考え方としてとらえ、条例制定後は、各部局と連携を図りながら、条例の趣旨が生かされるように推進計画を策定するものである。
- ・「としま子どもプラン（次世代育成支援行動計画）」や「地域保健福祉計画」との関係については、すでに各計画の素案の段階で、「権利の主体としての子どもの視点にたった施策の展開」「子どもの権利保障」として、当条例の理念が位置付けられている。

（子どもの権利委員会の設置）

第三十条 区は、この条例に基づく計画や施策を検証するために、豊島区子どもの権利委員会（以下「権利委員会」といいます。）を設けます。

子どもの権利委員会の設置について

- ・『子どもの権利委員会』の目的は、条例制定後、子どもの権利に関する計画や施策の取組みの状況を検証することである。その背景として、起草部会での「子どもには選挙権もなく、区の子どもの関わる計画や施策に直接関わることができない現実がある。」という意見を反映し、子どもに関する計画や施策に、この条例に定められた子どもの権利が十分に反映されているか、『権利委員会』が子どもに代わって検証するものである。
- ・『権利委員会』については、条例の規定以外に、詳細については別途、規則や要綱で規定するものである。

（権利委員会の職務）

第三十一条 権利委員会は、次に掲げる職務を行います。

- 一 区長の諮問を受けて、子どもの権利保障の状況等について、調査を行い、審議をすること。
- 二 検証の結果を区長に答申し、調査や審議の結果として制度の改善等を提言すること。

権利委員会の職務について

- ・『権利委員会』は、「区長の諮問を受けて」「調査を行い」「審議をする」ものである。また、「検証の結果」を区長に答申し、「制度の改善等を提言」するものである。
- ・起草部会では、「擁護委員の報告を権利委員会にするとすることも可能であるし、施策判断だけでなく、擁護委員の報告を受けて、審議することも可能としたい」という意見が出され、「第二十二条 子どもの権利擁護委員の設置」に規定する擁護委員とは、適宜連携しつつ、子どもの権利保障について調査や審議を諮り、区長に提言をするものとし

た。

- ・『子どもの権利委員会』については、条例の規定以外に、詳細については別途、規則や要綱で規定する。

（提言の尊重）

第三十二条 区は、権利委員会の提言を尊重し、必要な措置をとります。

提言の尊重について

- ・区は、権利委員会の提言を尊重し、その提言に基づき、子ども施策全般にこの条例の定める子どもの権利の視点を取り入れるべく、必要な措置を講じるものである。

【第八章 雑則】

（委任）

第三十三条 この条例の施行に必要な事柄は、規則で定めます。